

警視庁広報センター運営規程

昭和 62 年 5 月 19 日

訓令甲第 11 号

存 続 期 間

〔沿革〕 平成 2 年 1 月 訓令甲第 1 号
4 年 6 月 同第 16 号
7 年 3 月 同第 18 号
12 年 3 月 同第 17 号
13 年 8 月 同第 34 号
16 年 4 月 同第 11 号
22 年 3 月 同第 18 号
24 年 4 月 同第 12 号
29 年 3 月 同第 7 号 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、警視庁広報センター（以下「広報センター」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第 2 条 広報センターの運営については、警視庁広報規程（昭和 29 年 12 月 16 日訓令甲第 22 号）等別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(業務)

第 3 条 広報センターは、「警察博物館」及び「警察参考室」において、次の業務を行うものとする。

- (1) 警視庁の諸活動に関する広報並びに資料の展示及び管理
- (2) 都民生活の安全を確保するための啓もう活動
- (3) 少年の健全育成に関する広報活動
- (4) 警察広報用の映像の上映、各種イベント等
- (5) 見学者の招致、案内等

(開館時間等)

第 4 条 警察博物館の開館時間は、原則として、午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。
2 警察参考室の開室時間は、原則として、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

(休館日等)

第 5 条 警察博物館の休館日は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する

休日に当たる場合はその翌日)

- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (3) その他特別の理由がある場合で、広報課長が指定する日

2 警察参考室の休室日は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（土曜日を除く。）
- (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
- (4) その他特別の理由がある場合で、広報課長が指定する日

(所長の責務)

第6条 広報センターの所長（以下「所長」という。）は、広報センターの事務を掌理するとともに、庁舎及び施設並びに備品の維持管理等の責めを負うものとする。

(業務計画の策定)

第7条 所長は、毎月末までに翌月の業務計画を策定し、広報課長に報告するものとする。

(利用状況の把握)

第8条 所長は、広報センターの利用状況を常に把握し、第3条に規定する業務の実効を期するよう努めるものとする。

(見学者の受付)

第9条 見学の申込みについては、事前に広報センターにおいて、電話、文書等により受け付けるものとする。

(施設の利用)

第10条 警察職員等の広報センターの施設利用の申込みについては、前条に規定するところによる。

(勤務員の心得)

第11条 広報センターの職員は、次の事項を遵守し、効果的な広報活動に努めるものとする。

- (1) 広報センターの特性を生かし、有効かつ適切な広報活動を推進すること。
- (2) 常に服装を端正にし、見学者等に対する言語態度に意を用い、親切丁寧な対応をすること。
- (3) 常に施設内の秩序維持に努め、警察博物館においては、庁舎防護についても十分配慮すること。

(勤務)

第12条 広報センターの職員は毎日制勤務とし、勤務時間は、原則として次の表のとおりとする。

担 当	出勤時間		総時間	実働 時間	休憩 時間	休息 時間	備 考
	出 勤	勤務 終了					
警察 博物館	午前 8 : 3 0	午後 5 : 1 5	8 . 4 5	7 . 4 5	1 . 0 0	0 . 3 0	週休日は、4週に 8回広報課長が指 定した日とする。
警察 参考室	午前 8 : 3 0	午後 5 : 1 5	8 . 4 5	7 . 4 5	1 . 0 0	—	週休日は、日曜日 及び土曜日とす る。

(避難等の措置)

第13条 所長は、地震、風水害、火災その他非常事態に際しては、直ちに見学者等の避難誘導等の措置を講じなければならない。

2 所長は、前項の非常事態に備え、人命の安全及び建物等財産の防護を図るための計画を策定しておくものとする。

3 所長は、第1項の措置を講じた場合は、速やかに総務部長に報告するものとする。

(内規)

第14条 広報課長は、広報センターの運営について必要な内規を定めるものとする。

(協力)

第15条 各所属長は、広報センターにおける展示資料及び配布資料の提供、各種行事に伴う職員の派遣等円滑な運営について、積極的な協力をするものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和62年6月1日から施行する。

(廃止規定)

2 警視庁警察広報相談所運営規程(昭和36年4月20日訓令甲第14号)は、廃止する。